

(趣旨)

第1条 この規程は、遠野市下水道条例（平成17年遠野市条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第2条 条例第3条の3第3号に規定する下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、管理者が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないための措置)

第2条の2 条例第3条の3第5号に規定する管理者が定める措置は、次項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。以下この項において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 排水施設及び処理施設について確保すべき耐震性能は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けるものその他の都市機能の維持を図る上で重要なもの又は破損した場合に二次災害を誘発

するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれるものをいう。)及び処理施設 次のア及びイに掲げる耐震性能

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低いが大きな強度を有する地震動に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(2) 前号に定める排水施設以外の排水施設 同号アに定める耐震性能

(排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)

第2条の3 条例第3条の4第1号に規定する管理者が定める排水管の内計の数値は100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル)とし、排水渠の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

(処理施設の構造の基準における生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置)

第2条の4 条例第3条の5第2号に規定する管理者が定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設(汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。第15条において同じ。)に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(排水設備の設置期限)

第3条 条例第4条に規定する管理者が定める設置期限は、6箇月とする。ただし、管理者が特にやむを得ない事情があると認めるときは、設置期限を延長することができる。

(排水設備の固着箇所及び工事の実施方法)

第4条 条例第5条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共ます等のインパートの上流端の接続孔と下流端の管底高とに食違いを生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲を漏水を防ぐ材質のもので仕上げること。

(2) 前号により難い特別の理由があるときは、管理者の指示を受けること。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第5条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令並びに条例に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 排水管の土かぶりは、宅地内では40センチメートル以上、宅地外では60センチメートル以上とすること。ただし、これにより難い特別の理由があるときは、管理者の指示によること。

- (2) 地下室その他汚水の自然流下が十分でない場所には、汚水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。
- (3) 水洗便所、浴室及び流し場等の汚水排出箇所には、トラップ等の防臭装置を設けること。
- (4) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。
- (5) 台所、浴室、洗濯場その他の汚水排出箇所には、固形物の排出を止めるのに有効な目幅 8 ミリメートル以下のスクリーン又はストレーナー等のゴミよけ装置を設けること。
- (6) 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。
- (7) 土砂等を含む汚水を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること。
- (8) 水洗便器は、使用に当たり完全に洗浄できるもので、かつ、大便器にあつては、相当の水量が得られる構造とすること。
- (9) 飲食店、食料品店等において多量に排出する箇所には、ちゅうかいよけ装置を設けること。
- (10) 管渠<sup>きよ</sup>の構造は、暗渠<sup>きよ</sup>式とし、管渠<sup>きよ</sup>の起端集合若しくは屈曲箇所又は種類の異なる管渠<sup>きよ</sup>の接続箇所には、ますを設置し、かつ、ますには雨水の浸入を防止するため密閉蓋を設けること。ただし、ますの間隔は、管渠<sup>きよ</sup>の内径又は内のり幅の 120 倍以内の間隔に設置すること。

(排水設備の計画の確認の申請)

第 6 条 条例第 7 条の規定による排水設備等の新設等の計画の確認又は当該計画の変更の確認を受けようとする者は、下水道排水設備等計画（変更）確認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 施行場所を明示した見取図
  - (2) 次の事項を記載した縮尺 100 分の 1 以上の図面（平面図、縦断面図）
    - ア 申請地の形状及び面積（申請地内に所有者を異にする土地があるときは、その相互の境界及び面積を含む。）
    - イ 申請地付近の道路及び公共下水道の施設の位置
    - ウ 既設の排水設備等の位置
    - エ 建築物内の浴室、水洗便所その他の汚水並びに雨水を排除する施設の位置
    - オ 管渠<sup>きよ</sup>の配置、形状、寸法及び勾配
    - カ ますその他の附帯設備の位置、大きさ及び区別
    - キ 他人の排水設備を使用するときは、その配置
    - ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
  - (3) 管理者が必要と認める場合は、申請地の地表勾配及び管渠<sup>きよ</sup>の勾配を表示した縦断面図
  - (4) 水洗便所及びポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した図面
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要とする書類
- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に対し、遅滞なく、下水道排水設備等計画（変更）確認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(排水設備等の工事完了の届出等)

第7条 条例第9条第1項に規定する排水設備等の工事が完了した旨の届出は、下水道排水設備等工事完了届(様式第3号)によるものとする。

2 管理者は、その工事が排水設備等の設置及び構造の基準に関する法令の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、下水道排水設備等工事完了検査済証(様式第4号)を交付するものとする。

(特別の必要による下水道のます及び取付管の新設等)

第8条 条例第10条に規定する排水設備等の新設等を行おうとする者が、公共ます及びその取付管の新設を必要とするときは、下水道施設公共ます等特別設置願(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の設置願が提出されたときは、その可否を決定し、下水道施設公共ます等特別設置許可書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(既設排水設備の確認)

第9条 条例第11条に規定する既設排水設備の確認を受けようとする者は、下水道既設排水設備確認申請書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、第7条第2項に規定する下水道排水設備等工事完了検査済証を交付するものとする。

(水質管理責任者制度)

第10条 条例第14条の規定による水質管理責任者の選任又は変更の届出は、下水道水質管理責任者選任(変更)届(様式第8号)によるものとする。

(除害施設の設置の届出)

第11条 条例第15条の規定する除害施設を設置しようとする者は、下水道除害施設設置計画(変更)確認申請書(様式第9号)に、除害施設維持管理計画書その他管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、第7条第2項に規定する下水道排水設備等工事完了検査済証を交付するものとする。

(使用開始等の届出)

第12条 条例第17条の規定による下水道の使用の開始、休止、廃止又は再開の届出は、下水道使用開始(休止、廃止、再開)届(様式第10号)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用している水が水道水の場合の下水道の使用の休止、廃止又は再開の届出は、遠野市水道事業給水条例(平成17年遠野市条例第149号)の規定による水道水の使用に係るこれらに相当する届出をもって、これらの届出があったものとみなす。

(排除の停止又は制限)

第13条 管理者は、条例第16条の規定による下水道への排除の停止又は制限をするときは、下水道排除停止(制限)通知書(様式第11号)により該当者に通知するものとする。

(使用者の変更の届出)

第14条 条例第18条の規定による排水設備設置義務者又は使用者(以下「使用者等」という。

)の変更の届出は、下水道(所有者・使用者)変更届(様式第12号)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用している水が水道水の場合の下水道の使用者等の変更の届出は、遠野市水道事業給水条例の規定による水道水の使用に係るこれらに相当する届出をもって、これらの届出があったものとみなす。

(終末処理場の維持管理における生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置)

第15条 条例第20条の2第5号に規定する管理者が定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

(使用料の納付)

第16条 条例第21条第1項の規定による使用料の徴収については、遠野市水道事業及び下水道事業会計規程に規定する書類等の様式に関する要綱(平成31年遠野市水道事務所告示第2号)別表様式第17号によるものとする。

(一時使用の届出)

第17条 条例第21条第3項の規定により、下水道を一時使用しようとする者は、下水道一時使用届(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

(使用料の認定)

第18条 条例第24条第2号の規定による別表第2の人数は、毎月1日を基準日として算定する。ただし、この日以外に使用を開始し、又は再開する場合は、条例第17条の規定による届出があったときを基準日として算定する。

2 管理者は、前項の規定により人数を認定したときは、下水道使用人数認定(変更)通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。認定した人数を変更する場合も、同様とする。

(排除した汚水量の申告)

第19条 条例第24条第3号の規定による排除した汚水量を記載した申告書は、下水道排除汚水量申告書(様式第15号)によらなければならない。

(計量装置の設置等)

第20条 条例第26条の規定による計量装置の設置は、使用者等から、下水道計量装置設置計画確認書(様式第16号)により設置の場所等について同意を得なければならない。

(行為の許可)

第21条 条例第29条の規定による行為の許可又は変更の許可の申請は、下水道物件設置(変更)許可申請書(様式第17号)に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 位置図(縮尺 2,500分の1以上)

(2) 平面図(縮尺 500分の1以上)

(3) 物件の構造及び断面図(縮尺 100分の1以上)

(4) 工事仕様書

(5) 隣接の土地、建物所有者に利害関係があると認められるものについてはその同意書

(6) その他管理者が必要と認める図書

- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、その可否を下水道物件設置（変更）許可決定通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。  
（占用の許可）

第22条 条例第31条第1項の規定による占用の許可申請は、下水道施設占用許可（変更）申請書（様式第19号）に前条第1項に規定する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、その可否を下水道施設占用許可（変更）決定通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。  
（原状回復）

第23条 条例第33条第1項本文の規定による原状回復をした場合は、速やかに、下水道原状回復届（様式第21号）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

（使用料等の減免申請）

第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第34条の規定により、使用料等の減額又は免除をすることができる。

(1) 水道等の使用量と排除汚水量が、漏水のため著しく相違があると認められるとき。

(2) その他特別の理由があると認められるとき。

- 2 前項各号の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、下水道使用料等減免申請書（様式第22号）を管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その可否を下水道使用料等減免決定通知書（様式第23号）により申請者に通知するものとする。

（督促状）

第25条 条例第24条の2第1項の督促状については、遠野市水道事業給水条例施行規程（平成17年水道事業管理規程第16号）第13条の表に掲げる様式第17号によるものとする。

（職務の証票）

第26条 法又は条例による検査及び指揮等に従事する職員は、その身分を証する遠野市下水道検査員証（様式第24号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市下水道条例施行規則（平成17年遠野市規則第170号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。